

## 郡山市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における市街地の再開発を適正かつ効果的に推進し、安全で快適な市街地環境を確保するため、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住街発第63号建設省住宅局長通知。以下「国制度要綱」という。）に定める優良建築物等整備事業に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定。以下「国交付要綱」という。）、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付建設省住街発第47号。以下「国要領」という。）及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付建設省住市発第12号。以下「国補助細目」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国制度要綱第2の三の優良再開发型優良建築物等整備事業に該当するものをいう。この場合において、補助対象事業の適用対象となる区域、敷地及び建築物は、次の各号に掲げるいずれにも該当しなければならない。

(1) 区域は、郡山市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内とする。ただし、地区の整備等により良好な街づくりに資すると市長が認める場合はその限りでない。

(2) 敷地の面積及び当該敷地の接する道路の中心線以内の面積の2分の1の合計が、概ね1,000平方メートル以上であること。

(3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号に規定する敷地面積が、500平方メートル以上のものであること。

(4) 敷地内に、建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地を有するものであること。

(5) 空地は、施行区域周辺の公共施設と一体となり、良好な利用形態が図られるよう効果的に配すること。

(6) 建築物は、地階を除く階数が3以上のものとし、耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(7) 建築物の形態及び色彩は、周辺の景観と著しく不調和とならないものであること。

(8) 建築物は、次に掲げる用途に供しないこと。

ア 俗及び教育上に悪影響を及ぼす恐れのあるもの

イ 生活を害する騒音、ばい煙、臭気等の恐れのあるもの

ウ 危険物を扱うことにより、住民に危害を及ぼし、又は建築を破損させる恐れのあるもの

(9) 建築物は、別表に掲げる施設の1以上と複合して整備すること。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) この補助金の交付申請者が個人の場合にあつては、本市の市税（個人市民税（地方税法

(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、国民健康保険税及び入湯税をいう。)を滞納していないこと。

(2) この補助金の交付申請者が個人以外の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税(個人市民税(当該法人が郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)第36条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)並びに法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税及び入湯税をいう。)を滞納していないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項第1号及び第2号に規定する要件は、市長が補助対象事業者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、補助対象事業者が、市税等の滞納がないことの証明書(交付の申請した日から90日以内のものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は規則第4条に規定する申請をする前に、事前相談書(第1号様式)に次に掲げる事項を記載した書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 計画地の概要
- (3) 現況土地利用
- (4) 交付申請額の算出方法及び経費の配分
- (5) 交付申請額の算出方法の明細
- (6) 建築計画
- (7) 資金計画
- (8) 支出金明細書
- (9) 資金調達計画
- (10) 補助対象事業全体計画
- (11) 優良建築物等整備事業実施合意
- (12) 事業計画

2 市長は、前項に規定する優良建築物等整備事業計画書の提出があつた場合は、その内容を精査の上、申請者へ事前相談結果通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の対象となる経費は国交付要綱、国要領及び国補助細目に定めるとおりとし、補助金の額は国及び県からの補助金の額を参考として予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画平面図
- (2) 工事工程表

(3) 市税等納付状況照会同意書(第3号様式)

2 申請者は、規則第10条の2第1項に規定するやむを得ない事由により補助金等の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ指令前着工届(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する指令前着工届の提出があった場合は、その内容を精査の上、指令前着工結果通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とし、当該軽微な変更は、国要領に規定する軽微な変更と同様とする。

(1) 年度別補助対象事業費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の対象経費以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(3) 補助対象事業が完了した後においても第3条に定める敷地及び建築物の要件を適正に維持すること。

(概算払)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業完了部分収支決算書

(2) 工事等契約書の写し

(3) 領収書の写し

(4) 竣工写真

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年国住総第67号)に規定する財産の制限の期間と同じ期間とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が10万円以上のものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 医療施設	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める特定機能病院、地域医療支援病院、その他の病院又は診療所、同法第1条の2に定める調剤を実施する薬局のうち、医療計画等と連携が図られたもの
2 社会福祉施設	社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設、かつ、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたもの
3 教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条に定める認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、同法第124条に定める専修学校、同法第134条に定める各種学校、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に定める図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める博物館、同法第29条に定める博物館相当施設
4 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱（平成27年7月17日制定）等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱（平成27年4月13日制定）等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）